

第19回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成31年1月10日 午後3時～午後4時00分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（14人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（2人） 2番 羽鳥 誠、10番 峯岸 恵美子

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ・平成30年度群馬県農業委員会活動推進研修会について
- ・平成31年分「農作業等標準料金表」について
- ・麦踏み合戦について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 齊藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第19回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番 筑井委員・9番 金田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齊藤氏を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号43100014について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議 長 番号1、43100014の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 譲受人の取得要件に問題がないことから許可と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。43100014について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43100014について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号43100014は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号 番号1 受付番号43100013について議案書と詳細を朗読、説明】**
申請地は市街化調整区域にあるが、申請地は市街地に近接している区域内で農地の集団性は10ha未満であり、第2種農地であること、除外の容認については、昭和56年以前に受けていること等を説明。

議 長 番号1、43100013の審議を行います。この件に関しまして農地部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43100013については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43100013について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43100013について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43100013 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 1 受付番号 43100009 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は市街化調整区域にあり、20 ha 以上の一団の農地の辺縁部でありますので、第 1 種農地であります但し集団性を阻害する場所ではなく、例外規定である集落接続であること、除外の容認については、昭和 56 年以前に受けていること等を説明。

議 長 番号 1、43100009 の審議を行います。この件に関しまして農地部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43100009 については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43100009 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43100009 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43100009 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、5 条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。また、本日の案件は全て全員賛成でしたので、農業会議の意見は必要なしと致します。

以上で議事については終了とさせていただきます。

次に次第 5 の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況に

ついて報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議長 報告事項第1号から第4号について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・平成30年度群馬県農業委員会活動推進研修会について

・平成31年分「農作業等標準料金表」について

・麦踏み合戦について

・その他について、朗読、説明】

議長 農作業等標準料金表についての一般入手間の労賃ではありますが、最近周辺市町村では、時間1,500円にしている法人が多くなっていると聞いております。
町内の法人はどのような状況でしょうか。

委員 法人板井では、オペレーターは1,300円、一般作業は1,000円で設定しております。

委員 法人箱石は、もう少し安い金額で設定しております。

委員 法人南玉は1,500円で設定しております。

委員 法人芝根は板井と同じ金額で設定しております。

委員 セブンフラットワンは、1日10,000円で設定しております。

議 長 それでは、一般入手間の標準労賃を現在の 8,220 円から 12,000 円に変更し、養蚕は削除するというごをお願いします。

 年間田畑管理についてですが、ロータリー 4 回分と同額ですので、このままの金額で変更無しとします。

議 長 他に委員より何かありますか。

委 員 賃貸料は農業委員会では決められないとのことですが、米の輸入量は増えていく見通しであり、販売価格は下がっていくとみられています。このままでは、米を作る人が少なくなり、田を借りる人がいなくなってしまうのではないかと。賃借料を決めるとまではいかなくても検討をしていかなくてもはいけないのではないかと。

議 長 そうですね。それは私も危惧している問題でありますので、町の利用権を一手に引き受けている町農業公社とも相談し、賃借料を下げっていくよう検討していきたいと思えます。

事務局 平成 21 年に標準小作料制度は廃止になっており、以降は 1 年間の賃借契約の平均を情報提供するだけとなっております。

議 長 他に委員より何かありますか。

 なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

 以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人